

年 月 日

保 護 者 様

千代田区教育委員会
千代田区立九段中等教育学校長

出席停止のお知らせ

お子さんが感染症に罹患されたと連絡をいただきました。つきましては、学校保健安全法第 19 条及び同法施行令により出席停止といたしますので、主治医から感染の危険がないと診断されるまで登校を見合わせてください。この措置は、お子さんに十分に休養を与え早期に治癒させるためと、他の児童生徒や周辺地域への感染拡大を防ぐためのもので、出席停止期間は欠席扱いにしません。

なお、医療機関で登校が許可されましたら、登校の際に下記の「出席停止解除願い」を保護者が記入し提出してください。（医療機関の証明は不要です。）

----- ✂ ----- ✂ -----

出席停止解除願い

年 月 日

千代田区立九段中等教育学校長 殿

下記の病気で欠席しましたが、主治医より登校可能といわれましたので出席停止の解除をお願いします。

医療機関名	出席停止期間 年 月 日より 年 月 日まで
診断医師名	

年 組 氏 名

保護者氏名

主 な 感 染 症	当てはまる病名に○をつけてください		
	麻疹（はしか）		急性出血性結膜炎
	風疹（三日はしか）		伝染性紅斑（リンゴ病）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		マイコプラズマ感染症
	水痘（水ぼうそう）		溶連菌感染症
	百日咳		ヘルパンギーナ
	咽頭結膜熱（プール熱）		带状疱疹
	流行性角結膜炎		手足口病
	結核（結核性胸膜炎を含む）		感染性（ウイルス性）胃腸炎または流行性嘔吐下痢症
	腸管出血性大腸菌感染症		
	その他 : 病名「 」		

- ・登校を再開することについては主治医とご相談ください。なお、出席停止期間は裏面のとおりです。
- ・この感染症について学校または教育委員会が、受診された医療機関に問い合わせする場合があります。

学校感染症の出席停止基準

分類	病名	出席停止の基準	
第 1 種	※	治癒するまで	
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始 24 時間を経て全身症状が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・E 型：肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身症状が良ければ登校可
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身症状が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身症状が良ければ登校可能
带状疱疹		病変部が被覆されていれば登校可。	
感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身症状が改善されれば登校可能		

※ 1 第一種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト
 マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）
 急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）